

医療的ケア

令和4年5月31日(火)
於、八尾市青少年センター

八尾市立医療型児童発達支援センターいちよう内
八尾市立いちよう学園診療所
管理医・小児科・小児神経科 前背戸 公明

医療的ケアとは？

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人（推計）



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1:重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。[岡田2012推計値]



（出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

※ 児童福祉法上の児童の定義は満18歳に満たない者であるが、社会医療診療行為別統計は5歳ごとの年齢階級別の統計となっていることから、医療的ケア児数（推計値）は20歳未満の者を含む。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であ

学校等における医療的ケア児実態調査

令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査

1. 調査の目的

学校等において、日常的に長期にわたり継続的に実施されている医療的ケア（喀痰吸引（口腔、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻胃管）、導尿、インスリン注射、その他医行為）の実態を把握するものである。

2. 調査対象

全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（専攻科は除く。）

※幼稚園型認定こども園は幼稚園に、義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程と中等教育学校前期課程は中学校に、中等教育学校後期課程は高等学校に含む。

※令和元年度より、国公立大学法人、学校法人及び株式会社が設置する上記学校も調査対象に含める。

3. 調査時点

令和元年11月1日

4. 調査結果

- (1) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数（学部別）
- (2) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児等の推移
- (3) 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数（医療的ケア項目別）
- (4) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数（学校の種類別）
- (5) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児等の推移
- (6) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数（医療的ケア項目別）
- (7) 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の通学方法

5. 調査結果の概要

- (1) 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の数は、9,845人である。
- (2) 学校で医療的ケアに対応する看護師の数は、3,552人である。
- (3) 医療的ケア項目別に幼児児童生徒数（上位）を比較すると、特別支援学校には呼吸機能障害を持つ医療的ケア児が多く通っていることが分かる。
- (4) 自家用車で登校する医療的ケア児が最も多く、その割合は全体の約55.8%である。

特別支援学校における医療的ケア

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数(医療的ケア項目別)

| 医療的ケア項目 | I 喀痰吸引 (口腔内) | | II 喀痰吸引 (鼻腔内) | | III 喀痰吸引 (気管カニューレ 内部) | | IV 喀痰吸引 (その他) | | 吸入・ネブライ ザー | | 在宅酸素療 法 | | パルスオキシメー ター | | 気管切開部の管 理 | | 人口呼吸器の 管理 | | 排痰補助装 置の使用 | |
|---------|--------------------|------------|---------------------|------------|--------------------------------|------------|---------------------|------------|---------------|------------|------------|------------|----------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|---------------|------------|
| | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 |
| 国立 | 3 | | | | 3 | | | | | | 1 | | 1 | | 5 | | | | | |
| 公立 | 3,507 | 1,532 | 3,267 | 1,327 | 1,750 | 1,354 | 400 | 160 | 1,287 | 750 | 960 | 754 | 2,381 | 1,311 | 1,760 | 1,301 | 475 | 1,027 | 150 | 225 |
| 私立 | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | |
| 計 | 3,510 | 1,532 | 3,267 | 1,327 | 1,754 | 1,354 | 400 | 160 | 1,288 | 750 | 961 | 754 | 2,382 | 1,311 | 1,766 | 1,301 | 475 | 1,027 | 150 | 225 |
| | 5,042 | | 4,594 | | 3,108 | | 560 | | 2,038 | | 1,715 | | 3,693 | | 3,067 | | 1,502 | | 375 | |

| 医療的ケア項目 | 経管栄養 (胃ろう) | | 経管栄養 (腸ろう) | | 経管栄養 (経鼻) | | 経管栄養 (その他) | | 中心静脈栄養 | | 導尿 | | 人工肛門の管理 | | 血糖値測定・イン スリン注射 | | その他 | |
|---------|---------------|------------|---------------|------------|--------------|------------|---------------|------------|--------|------------|-----|------------|---------|------------|-------------------|------------|-----|------------|
| | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 | 通学 | 教 訪 育 問 |
| 国立 | 1 | | | | | | | | | | 7 | | 1 | | | | | |
| 公立 | 3,337 | 1,317 | 68 | 60 | 1,002 | 518 | 22 | 11 | 41 | 53 | 455 | 214 | 52 | 38 | 93 | 21 | 701 | 149 |
| 私立 | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 計 | 3,338 | 1,317 | 68 | 60 | 1,003 | 518 | 22 | 11 | 41 | 53 | 463 | 214 | 53 | 38 | 93 | 21 | 701 | 149 |
| | 4,655 | | 128 | | 1,521 | | 33 | | 94 | | 677 | | 91 | | 114 | | 850 | |

【参考】特別支援学校に在籍する医療的ケア児の傾向

- 昨年度同様、①喀痰吸引(口腔内)、②経管栄養(胃ろう)を必要とする医療的ケア児が多かった。
(昨年度) ⇒ ①口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前) (通学: 3, 257人、訪問教育: 1, 170人)
②経管栄養(胃ろう) (通学: 3, 173人、訪問教育: 1, 237人)
- 「通学する医療的ケア児」より「訪問教育を受けている医療的ケア児」の数の方が多い医療的ケア項目は、①人工呼吸器の管理、②排痰補助装置の使用、③中心静脈栄養の順であった。
(昨年度) ⇒ ①人工呼吸器の管理 (通学: 498人、訪問教育: 934人)
②喀痰吸引(気管カニューレ内部) (通学: 532人、訪問教育: 618人)

医療的ケアの実際

挿入後、チューブを押さえていた非利き手の指を外して、吸引圧を加える。
 しっかりと指でもむようにチューブを回しながら吸引し、10～15秒以内に引き上げる。

■ 鼻孔から吸引する際は、顔に対して垂直に咽頭-口蓋部(口角～耳朶までの長さ)まで挿入する。

吸引の刺激による嘔吐物の誤嚥を防ぐため、吸引時の体位は側臥位が望ましい

挿入後、指を開放して圧を加える

10cm程度
10～15秒以内



5 気管カニューレから、人工鼻(トラキベント)や呼吸器のコネクタ(シールコネクタ)を外して、清潔な場所に置く。
 外した呼吸器のコネクタには、テストバッグを装着する。

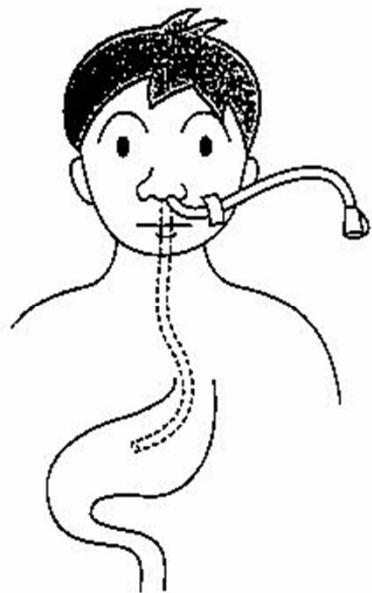
吸引時間
5～10秒以内

6 吸引圧:
引チュー
る(p11)
り指で:
10秒以

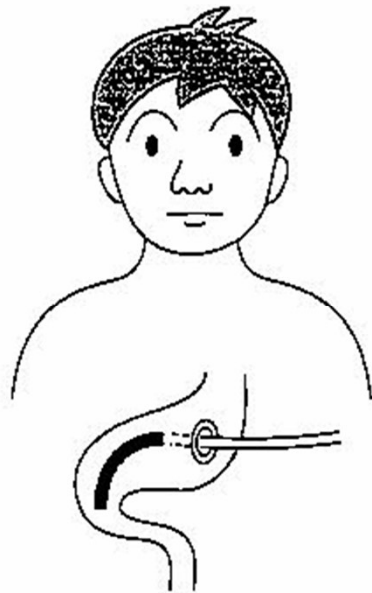
■ 吸引
■ 吸引

医療的ケアの実際2(経管栄養法)

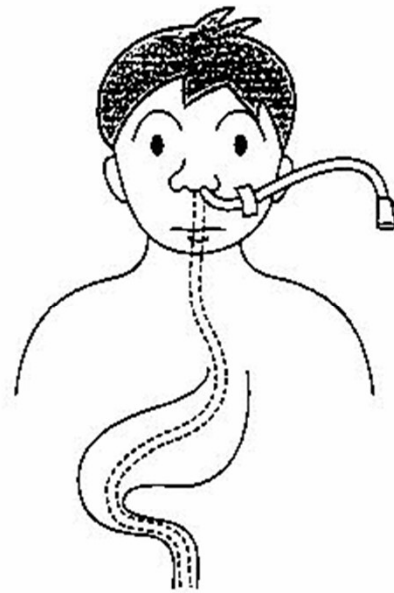
経鼻胃注入



胃瘻注入



経鼻空腸注入



口腔ネラトン注入

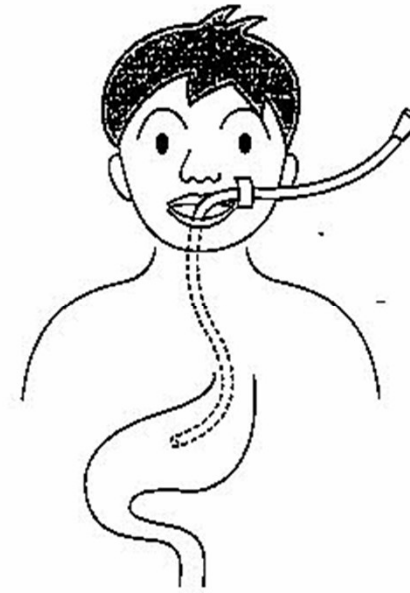


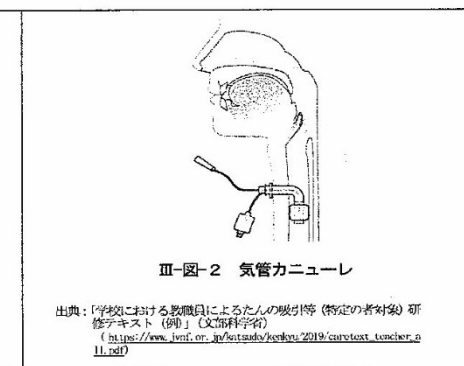
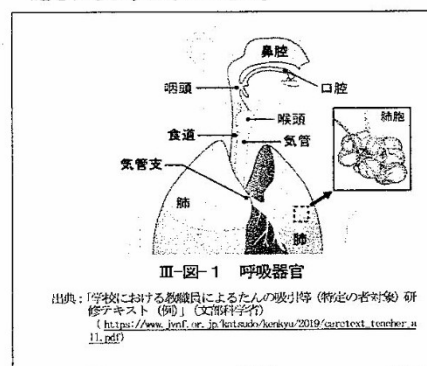
図 2-2-30 経管栄養法の種類

小学校等における 医療的ケア実施支援資料

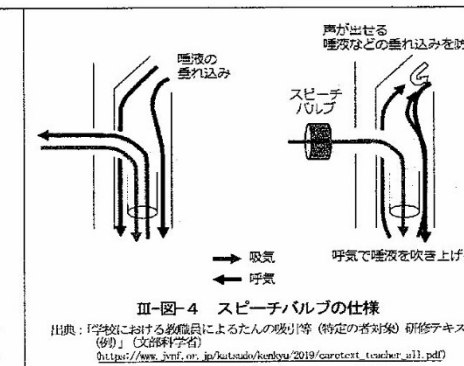
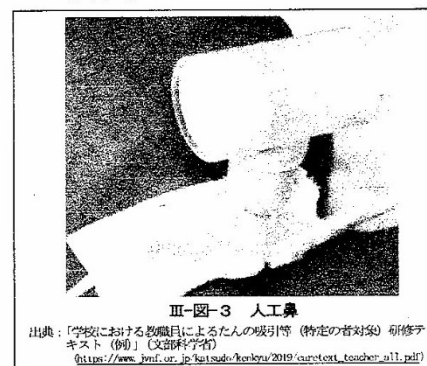
～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～

令和3年6月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



気管切開をしたことで、①下気道の乾燥、②胸部の成長の遅れ、③気管への唾液の垂れ込みなどの副作用ともいえる合併症を伴うほか、④気管カニューレの計画外抜去（不意に外れてしまうこと。自己（事故）抜去ともいう。）などが起こる可能性がある。これらは、気管カニューレに人工鼻（III-図-3）を装着することで、下気道の乾燥を防ぐことができたり、スピーチバルブ（III-図-4）を使用することで、気管への唾液の垂れ込みを防ぐことができたりするので、医療的ケア児の状態に応じて医師や看護師等から説明を受けるなどして、正しく使用器具やその目的を理解しておく必要がある。



まとめ 医療的ケア

表1 医療的ケアと医行為(医療行為)

医行為：医療職のみに認められる行為

医療的ケア：医行為の中で、メディカルコントロールのもとに一定の条件を満たすことにより、医療機関以外の場所において、医療職以外にも認められる行為

日常生活行為：誰でも行える行為

表2 違法性阻却事由として判例からの5条件

- (1) 目的の正当性：単に行行為者の心情・動機を問題にするのではなく、実際に行われる行為が客観的な価値を担っていること
- (2) 手段の相当性：具体的な事情をもとに、「どの程度の行為まで許容されるか」を検討した結果として、手段が相当であること
- (3) 法益衡量：特定の行為による法益侵害と、その行為を行うことにより達成される法益とを比較した結果、相対的に后者の法益の方が重要であること
- (4) 法益侵害の相対的軽微性：当該行為による法益侵害が相対的に軽微であること
- (5) 必要性・緊急性：法益侵害の程度に応じた必要性・緊急性が存在すること